

議案第27号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する
規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条の2～第22条」を「第11条の2～第21条」に、「第23条～第26条」を「第22条～第25条」に、「第27条～第33条」を「第26条～第32条」に、「第34条・第35条」を「第33条・第34条」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、第6章中第23条を第22条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り上げ、第7章中第27条を第26条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り上げ、第8章中第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

(川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条—第29条」を「第19条—第28条」に、「第30条—第32条」を「第29条—第31条」に、「第33条—第35条」を「第32条—第34条」に、「第36条」を「第35条」に、「第37条—第39条」を「第36条—第38条」に改める。

第27条を削り、第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第7章中第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、第32条を第31条とし、第8章中第33条を第32条とし、第34条を第33条とし、第35条を第34条とし、第9章中第36条を第35条とし、第10章中第3

7条を第36条とし、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。
。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条の2～第27条」を「第16条の2～第26条」に、「第28条」を「第27条」に、「第29条～第32条」を「第28条～第31条」に、「第33条・第34条」を「第32条・第33条」に改める。

第25条を削り、第26条を第25条とし、第27条を第26条とし、第7章中第28条を第27条とし、第8章中第29条を第28条とし、第30条から第32条までを1条ずつ繰り上げ、第9章中第33条を第32条とし、第34条を第33条とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学校教育推進会議を廃止するため、この規則を制定するものである。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 組織編制等（第11条の2～<u>第21条</u>）</p> <p>第6章 施設、設備等の管理（<u>第22条</u>～<u>第25条</u>）</p> <p>第7章 併設型中学校における特例等（<u>第26条</u>～<u>第32条</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第33条</u>・<u>第34条</u>）</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p>（削る）</p> <p><u>第20条</u>～<u>第34条</u> 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 組織編制等（第11条の2～<u>第22条</u>）</p> <p>第6章 施設、設備等の管理（<u>第23条</u>～<u>第26条</u>）</p> <p>第7章 併設型中学校における特例等（<u>第27条</u>～<u>第33条</u>）</p> <p>第8章 雑則（<u>第34条</u>・<u>第35条</u>）</p> <p>第1条～第19条 略</p> <p><u>（学校教育推進会議）</u></p> <p><u>第20条 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。ただし、別に定める学校運営協議会を置く学校にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>第21条</u>～<u>第35条</u> 略</p>

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 組織編制等（第19条—<u>第28条</u>）</p> <p>第7章 施設、設備等の管理（<u>第29条</u>—<u>第31条</u>）</p> <p>第8章 併設型高等学校における特例等（<u>第32条</u>—<u>第34条</u>）</p> <p>第9章 聴講（<u>第35条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第36条</u>—<u>第38条</u>）</p> <p>第1条～第26条 略</p> <p>（削る）</p> <p><u>第27条～第38条</u> 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 組織編制等（第19条—<u>第29条</u>）</p> <p>第7章 施設、設備等の管理（<u>第30条</u>—<u>第32条</u>）</p> <p>第8章 併設型高等学校における特例等（<u>第33条</u>—<u>第35条</u>）</p> <p>第9章 聴講（<u>第36条</u>）</p> <p>第10章 雑則（<u>第37条</u>—<u>第39条</u>）</p> <p>第1条～第26条 略</p> <p><u>（学校教育推進会議）</u></p> <p><u>第27条 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。</u></p> <p><u>第28条～第39条</u> 略</p>

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 組織編制等 (第16条の2～<u>第26条</u>)</p> <p>第7章 募集及び選抜 (<u>第27条</u>)</p> <p>第8章 施設及び設備の管理 (<u>第28条</u>～<u>第31条</u>)</p> <p>第9章 雑則 (<u>第32条</u>・<u>第33条</u>)</p> <p>第1条～第24条 略</p> <p>(削る)</p> <p><u>第25条</u>～<u>第33条</u> 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 組織編制等 (第16条の2～<u>第27条</u>)</p> <p>第7章 募集及び選抜 (<u>第28条</u>)</p> <p>第8章 施設及び設備の管理 (<u>第29条</u>～<u>第32条</u>)</p> <p>第9章 雑則 (<u>第33条</u>・<u>第34条</u>)</p> <p>第1条～第24条 略</p> <p><u>(学校教育推進会議)</u></p> <p><u>第25条</u> 学校に、教育目標、教育活動等に関し、校長の求めに応じて意見を述べるため、学校教育推進会議を置く。</p> <p><u>第26条</u>～<u>第34条</u> 略</p>

議案第28号

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する
規則の制定について

川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川崎市学校運営協議会規則（平成18年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

制 定 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営に関する基本的な方針の項目を追加するため、この規則を制定するものである。

川崎市学校運営協議会規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略 (基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事。</p> <p><u>(2) 業務量管理及び健康確保措置の実施に関する事。</u></p> <p><u>(3) 学校運営計画に関する事。</u></p> <p><u>(4) 組織編成に関する事。</u></p> <p><u>(5) 学校予算の編成及び執行に関する事。</u></p> <p><u>(6) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事。</u></p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>第5条～第20条 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1) 教育課程の編成に関する事。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 学校運営計画に関する事。</u></p> <p><u>(3) 組織編成に関する事。</u></p> <p><u>(4) 学校予算の編成及び執行に関する事。</u></p> <p><u>(5) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事。</u></p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>第5条～第20条 略</p>